

日医発第 470 号（保 111）
平成 25 年 8 月 20 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉義武

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

平成 25 年 8 月 1 日付厚生労働省告示第 265 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、新名称の医薬品「㊦リスペリドン内用液 0.5mg 分包「ファイザー」等 4 品目が薬価基準の別表に収載されたものであります。

また、同日付厚生労働省告示第 266 号で、「㊦リスペリドン内用液 0.5mg 分包「マイラン」等、旧名称の医薬品 4 品目が掲示事項等告示の別表に収載され、経過措置品目（使用期限：平成 26 年 3 月 31 日限り）となっております。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 10 月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 官報（平 25. 8. 1 第 6100 号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について
（平 25. 8. 1 厚生労働省保険局医療課事務連絡）

○厚生労働省告示第百六十五号
 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬
 価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表に第27部として次のように加える。

第27部

内 道 川 補

薬 格 単 位 薬 価

品 名 補 薬 規 格 単 位 薬 価

- (ウ)
- ① ウスベドンドン内田液0.5mg分包装「マナチー」 0.1% 0.5mL 1包 32.00
 - ② ウスベドンドン内田液1mg分包装「マナチー」 0.1% 1 mL 1包 57.80
 - ③ ウスベドンドン内田液2mg分包装「マナチー」 0.1% 2 mL 1包 104.50
 - ④ ウスベドンドン内田液3mg分包装「マナチー」 0.1% 3 mL 1包 150.90

○厚生労働省告示第百六十六号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文並び
 に保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者
 の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等及び担当に関する基準（昭和五十八年
 厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規
 則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）
 の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第6に第7部として次のように加える。

第7部

内 道 川 補

薬 規 格 単 位 薬 価

品 名 補 薬 規 格 単 位 薬 価

- (ウ)
- ① ウスベドンドン内田液0.5mg分包装「マナチー」 0.1% 0.5mL 1包
 - ② ウスベドンドン内田液1mg分包装「マナチー」 0.1% 1 mL 1包
 - ③ ウスベドンドン内田液2mg分包装「マナチー」 0.1% 2 mL 1包
 - ④ ウスベドンドン内田液3mg分包装「マナチー」 0.1% 3 mL 1包

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）については、平成25年厚生労働省告示第265号及び第266号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（内用薬4品目）について、薬価基準の別表に記載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	10,215	4,128	2,628	27	16,998

2 揭示事項等告示の一部改正について

- (1) 新たに薬価基準に記載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬4品目）について、揭示事項等告示の別表第6に記載するものであること。
- (2) (1)により揭示事項等告示の別表第6に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	381	122	72	0	575

(参 考 1)

薬価基準告示

区分		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
1	内用薬	Ⓐ リスペリドン内用液0.5mg分包「ファイザー」	リスペリドン	0.1%0.5mL1包	32.00
2	内用薬	Ⓐ リスペリドン内用液1mg分包「ファイザー」	リスペリドン	0.1%1mL1包	57.80
3	内用薬	Ⓐ リスペリドン内用液2mg分包「ファイザー」	リスペリドン	0.1%2mL1包	104.50
4	内用薬	Ⓐ リスペリドン内用液3mg分包「ファイザー」	リスペリドン	0.1%3mL1包	150.90

(参 考 2)

掲 示 事 項 等 告 示

別表第6 (平成26年3月31日まで)

区分	品名	成分名	規格単位
1 内用薬	㊦ リスペリドン内用液0.5mg分包「マイラン」	リスペリドン	0.1%0.5mL1包
2 内用薬	㊦ リスペリドン内用液1mg分包「マイラン」	リスペリドン	0.1%1mL1包
3 内用薬	㊦ リスペリドン内用液2mg分包「マイラン」	リスペリドン	0.1%2mL1包
4 内用薬	㊦ リスペリドン内用液3mg分包「マイラン」	リスペリドン	0.1%3mL1包

